

## ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの 自動販売機設置の届出等に関する規則

平成 8 年 3 月 30 日大分県公安委員会規則第 4 号  
改正 平成 14 年 3 月 29 日大分県公安委員会規則第 6 号  
改正 平成 17 年 7 月 1 日大分県公安委員会規則第 15 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例(昭和 41 年大分県条例第 40 号。以下「条例」という。)第 31 条第 1 項及び第 2 項に基づき、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の設置の公安委員会への届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の設置の届出)

第 2 条 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出書(第 1 号様式)に利用カードの自動販売機を設置する者(以下「自動販売機設置者」という。)及び自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)に係る住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)を添付して行うものとする。

2 条例第 31 条第 1 項第 4 号の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の型式及び製造番号
- (2) 利用カードに係るツーショットダイヤル等営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が 2 以上する場合にあっては、それら全部の呼称)
- (3) 設置予定年月日

### (ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機の変更又は廃止の届出)

第 3 条 条例第 31 条第 2 項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出事項変更届出書(第 2 号様式)によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機設置者又は自動販売機管理者の住所又は氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)を添付しなければならない。

2 条例第 31 条第 2 項の規定による自動販売機の使用の廃止の届出は、ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機使用廃止届出書(第 3 号様式)によるものとする。

### (届出書の提出部数及び提出先)

第 4 条 前 2 条に規定する届出書は、正副 2 通を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、届出に係る自動販売機の設置場所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

### 附 則

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規則第6号）  
この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第15号）  
この規則は、平成17年7月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（表）

ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div> 大分県公安委員会      殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     届出者の氏名（法人にあつては、名称並びに代表者の氏名）                      印                 </div> 青少年の健全な育成に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
自動販売機を設置する者	（ふりがな） 氏                  名 （法人にあつては、名称 並びに代表者の氏名）	
	住所及び電話番号	(市外                  )                  局                  番
自動販売機を管理する者	（ふりがな） 氏                  名 （法人にあつては、名称 並びに代表者の氏名）	
	住所及び電話番号	(市外                  )                  局                  番
自動販売機の設置場所		
自動販売機の型式及び製造番号	型      式	
	製造番号	
（ふりがな） 利用カードに係る営業を示すものとして使用する呼称		
設 置 予 定 年 月 日		年      月      日

(裏)

設 置 場 所 の 状 況		
法令により青少年の立入りが禁止されている場所	業 種	
	店舗名	
備考欄		
自動販売機設置予定場所付近の見取図		

備考 利用カードの自動販売機を設置する者及び自動販売機を管理する者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を他の届出において既に提出している場合は、この限りではない。

第2号様式（第3条関係）

ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機設置届出事項変更届出書 年 月 日 大分県公安委員会 殿 届出者の氏名（法人にあつては、名称並びに代表者の氏名） 印 青少年の健全な育成に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
利用カードの自動販売機 設置届出年月日	年 月 日	
（ふりがな） 自動販売機設置者の氏名 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名）		
（ふりがな） 利用カードに係る営業を示すものとして使用する呼称		
自動販売機の設置場所		
自動販売機の型式 及び製造番号	型 式	
	製造番号	
変 更 の 内 容	変更した届出事項	
	変 更 前	変 更 後

- 備考 1 変更の内容が自動販売機を設置する者又は自動販売機を管理する者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付すること。ただし、みの届出に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。
- 2 変更内容が所定欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの自動販売機使用廃止届出書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年      月      日</div> 大分県公安委員会      殿  <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者の氏名（法人にあつては、名称並びに代表者の氏名）</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px; margin-top: 10px;">印</div> <p style="margin-top: 20px;">青少年の健全な育成に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
利用カードの自動販売機 設置届出年月日	年      月      日	
（ふりがな） 自動販売機設置者の氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>		
（ふりがな） 利用カードに係る営業を示 すものとして使用する呼称		
廃止した自動販売機の 設      置      場      所		
廃止した自動販売機の 型式及び製造番号	型      式	
	製造番号	
廃      止      年      月      日	年      月      日	
備考欄		